

○湯河原町真鶴町衛生組合職員の宿日直手当に関する規則

平成29年5月9日

規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例（昭和52年湯河原町真鶴町衛生組合条例第13号。以下「条例」という。）第13条第1項及び第16条の2に規定する職員の宿日直手当（以下「宿日直手当」という。）に関し、同条例第18条の規定に基づき必要な事項を定めるものとする。

(宿日直手当の支給される勤務)

第2条 宿日直手当の支給される勤務（以下「宿日直勤務」という。）は、組合長が別に定める職員を除いた職員が本来の勤務に従事しないで行う庁舎設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の収受及び庁内の監視のための宿日直勤務とする。

(宿日直手当の額)

第3条 条例第13条第1項に規定する任命権者が定める宿日直手当の額は、1日勤務につき6,000円とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。